

## 第 5 1 号 議案

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

足立区青少年問題協議会条例（昭和 4 1 年足立区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 協議会は、いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 1 4 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会としての機能を果たすものとする。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るものとする。

第 3 条中「会長及び」を削り、同条第 3 号中「3 8 人以内」を「3 7 人以内」に改め、同条第 5 号中「9 人以内」を「1 0 人以内」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 会長は、区長をもって充てる。

第 4 条中「前条第 3 号」を「前条第 1 項第 3 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

青少年問題協議会にいじめ問題対策連絡協議会の機能を持たせるほか、協議会の委員の構成を変更する必要があるため、この条例案を提出いたします。